

## 円滑化法終了後の対応状況と課題

## － カギを握るニューマネーの動き

日本リサーチ総合研究所 調査研究部  
主任研究員 藤原 裕之 03-5216-7314  
hiroyuki.fujiwara@research-soken.or.jp

今年の3月末に期限切れとなった中小企業金融円滑化法から半年が経とうとしている。金融庁は昨年4月に円滑化法の最終期限を踏まえた政策パッケージを発表、さらに最終期限となる今年3月に期限到来に伴う総合的な対策を発表した。経営計画の策定を中心に支援が行われており、中小企業再生協議会は24年度で過去の3倍以上のペースとなる1,511件の再生計画を支援した。同時に円滑化法利用後倒産も増加傾向にあり、再生計画策定の支援を受けられず窓口相談（1次対応）で終わった企業も相当数いたことが推察される。

計画策定支援の量的対応が優先されるあまり、再生プロセス自体がテンプレート化してはならない。今はバブル崩壊後のような負債カットなどのバランスシート調整で再生できるケースは少ない。経営悪化は構造的な現象であり、ビジネスモデルに手を付けないままリスクを繰り返しても症状は悪化する一方である。実抜計画には、過去のビジネスモデルを一旦リセットし、新たな商品・サービスを開発して新たなマーケットを開拓する内容が盛り込まれるべきである。そのために必要なファイナンス手段はリスクの更新ではなく「ニューマネー」の提供である。

## ■ 円滑化法終了から半年

## － 支援策が一層強化

中小企業の連鎖倒産等を回避すること目的に09年12月より導入された「中小企業金融円滑化法」は、2度にわたる延長を経て今年3月末で期限を迎え、そこから半年が経過しようとしている。

金融庁は昨年4月、内閣府・中小企業庁と共同で「中小企業金融円滑化法の最終期限を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（以下、政策パッケージ）を公表し、円滑化法終了後の出口戦略に向けた施策を提示した。そして最終期限となる今年3月にも、金融庁は中小企業庁など他省庁と連携して「中小企業金融円滑化法の期限到来に当って講ずる総合的な対策」を発表した。政策パッケージを更に強化する内容となっており、①中小企業再生協議会（以下、協議会）の機能強化、②企業再生支援機構を地域経済活性化支援機構に改組、③中小企業再生ファンドの活用、④認定支援機関による計画策定支援、など様々な支援策が盛り込まれている。円滑化法が終了しても、金融機関はこれまで同様、貸付条件の変更に対応することが前提となっている。実抜計画（実現可能性の高い抜本的な経営再建計画）が策定されるなど、諸条件がクリアされればこれまで通り貸付条件の変更は実施される。円滑化法の終了とは、貸付条件の変更がこれまでのように「無条件」では行われなくなることを意味する。

## ■ 円滑化終了後の進捗状況

## － ハイペースで対応処理する協議会

円滑化法終了後の進捗状況はどうなっているのか。円滑化法後の対応策の中心となる協議会の対応状況を見ると、協議会が支援した再生計画は策定完了ペースで24年度1,511件であった（図表1）。過去の対応件数が年度で500件に満たない程度であることを考えると、3倍以上のハイペースで対応にあたっていることになる。協議会の常駐専門家の数から判断すると、24年度は一人当たり5件、1件につき約2か月のペースで処理している計算になる。パッケージでは、再生計画の標準処理期間として1件当たり2か月、年間の計画策定目標3,000件が掲げられている。24年度の1,511件は目標の半分程度となるが、これまでのペースと比べると格段にスピードアップしている。

これだけ早い再生計画の策定を可能にしているのが、「2次対応・簡易型」と呼ばれる再生計画策定スキ

ームである。金融機関や中小事業者が協議会に相談する場合、はじめに窓口相談（1次対応）が行われ、その後、具体的な事業計画の策定支援（2次対応）が行われる。「2次対応・簡易型」とは、迅速かつ簡易な方法を進めることを目的に、2次対応で通常行われる「デューデリジェンス」を必要不可欠な場合を除いて実施しない方法となる。

協議会への相談持込者を見ると、24年度は金融機関経由の持ち込みが、前年の4割から7割まで急増した点が目立つ（図表2）。条件変更先に対する経営改善計画の支援を金融機関が自力で行うのは不可能な状況にある。昨年4月の総合パッケージを受け、金融機関側も協議会など中小企業支援ネットワークを積極活用する動きが強まったと考えられる。

#### － 中小企業再生ファンドの状況

中小企業再生ファンドには、計画策定にとどまらず事業再生の実行からモニタリングまで、企業再生のプロとして実効性のある役割が期待されている。政策パッケージの中で再生ファンドの設立促進が掲げられて以来、中小企業再生を主とするファンドの設立が相次いでいる。ちなみに中小企業整備基盤機構が出資した再生ファンドは、昨年10月以降増加傾向にあり、今年9月時点で投資受付中のファンドは21本、総額で約700億円となっている（図表3）。今後も再生ファンドの設立は増加しそうな気配である。しかし、リスク中の中小企業が全体で40－50万社、融資総額で約40兆円弱（弊所試算）という規模感からすると、再生ファンドの関わる案件はスケール面で自ずと限界がある点は認識しておく必要がある。

### ■ これまでの対応をどう評価するか

#### － 円滑化法利用後倒産は増加傾向

昨年末以降の景気回復局面を受け、中小企業の業況は全体として回復しつつある。中小企業の倒産件数は全体として低水準で推移しており、企業収益も順調に回復している。

このように中小企業全体で見ると、信用リスクは低下、経営状態も回復しつつあるが、円滑化法を利用した中小企業の回復状況は依然として厳しい。円滑化法利用後倒産をみると、昨年10月頃から増加傾向にあるのがわかる（図表4）。協議会に対する相談件数が急増しはじめたのもほぼ同時期である。12年4月の政策パッケージに沿って対応が進められる過程で、実抜計画の策定見込みがない先や、リスク更新時に計画通りの経営改善ができていない先などについては、厳しい対応が取られた可能性がある。昨年10月から今年3月末までに協議会の窓口相談（1次対応）を受けた企業は約2,500社、同期間中に再生計画策定（2次対応）が完了した企業は約1,300社である。同期間に2次対応中の企業がいることを勘案しても、1次対応の段階で終わった企業が相当数いたものと推察される。

#### － 質的対応は十分か

上記のように、昨年4月の政策パッケージ発表以降、協議会を中心にかなりのペースで条件変更先の支援が進められている。「量的対応」は十分進んでいると評価できる一方、「質的対応」についてはどうだろうか。筆者は昨年4月の政策パッケージについて、迅速化・効率化を急ぐあまり、再生プロセス自体がテンプレート化してしまう危険性がないか懸念を持っていた<sup>1</sup>。質的対応を図るには、従前から金融機関に求められている「コンサルティング機能の発揮」が必要になってくる。しかし実態は厳しく、本部の経営支援チームのような専担部署で対応できる件数には限りがある。そうすると残りは各支店による対応とならざるを得ないが、忙しい日常業務に加えてとなると、どうしても片手間になるのが実情とみられる。各支店の担当者に対して年数回の研修を実施している金融機関もあるが、効果が出るには時間がかかるだろう。

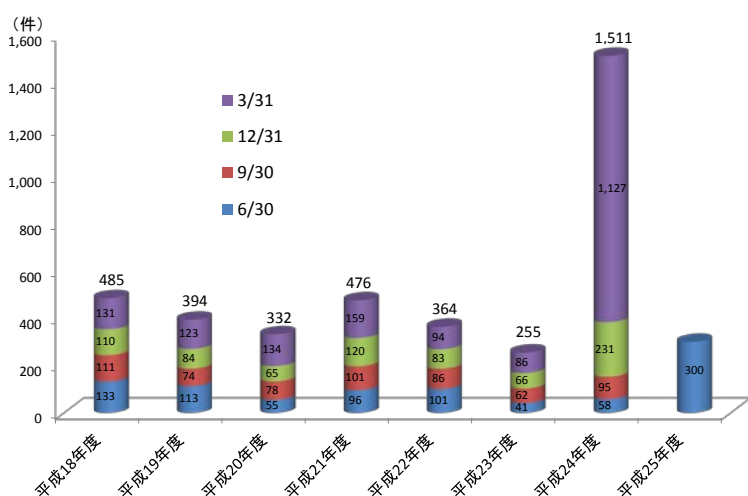
<sup>1</sup> 「金融円滑化法終了後の世界」金融経済レポート No.39 参照

－ 真に必要なのは「ニューマネー」

リスク中の中小企業にとって真に必要なのはリスクの延長・更新ではない。リーマンショックから5年が経ち、経済が正常化しても経営が改善しないということは、ビジネスモデルそのものに問題があることになる。今はバブル崩壊後のような負債カットによるバランスシート調整で再生できるケースは少ない。経営悪化は構造的な現象であり、ビジネスモデルに手を付けずにリスクを繰り返しても症状は悪化する一方である。実抜計画には、過去のビジネスモデルを一旦リセットし、新たな商品・サービスを開発して新たなマーケットを開拓する内容が盛り込まれるべきである。そしてこうした新規事業に必要なファイナンス手段はリスクではなく「ニューマネー」である。リスク中の中小企業向け債権の多くは、債務者区分の「その他要注先」に分類されていると思われるが、金融庁は今年度の監督・検査方針の中で、同区分先でも新規融資が可能となるよう検査の方針転換を図っている。

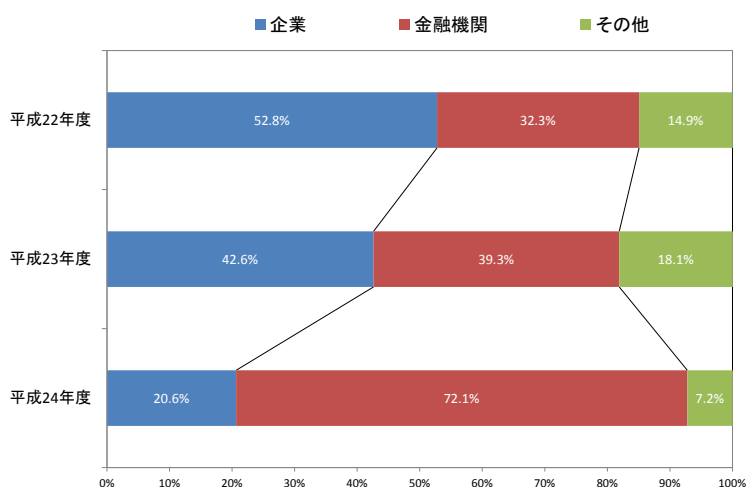
中小企業向け貸し出しは、中堅・大企業向けが増加傾向にある中で低迷状態が続いていたが、今年5月にほぼ6年ぶりに前年を上回った（図表5）。金融庁の監督方針の改正が少なからず影響していると思われる。もっとも、新規事業に伴うニューマネー需要はそう簡単に出てくるものではない。景気回復で担保価値が上がった結果の貸出増ではなく、企業の構造転換に伴う貸出増となることを期待したい。

図表1 協議会を通じた再生計画策定完了案件の推移



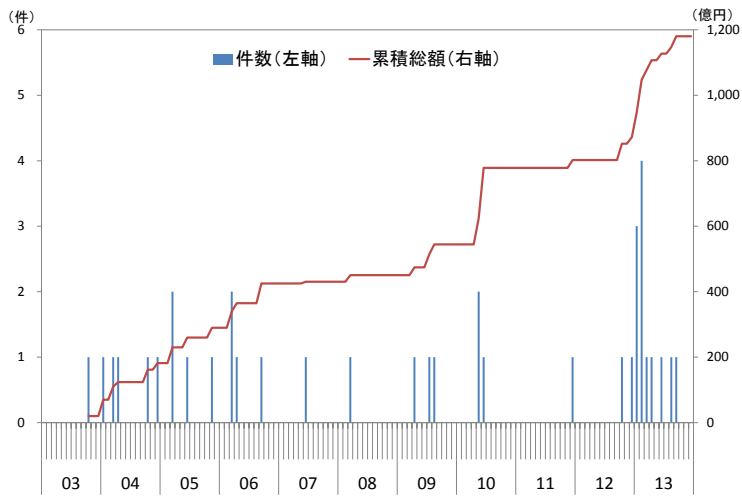
(出所) 中小企業庁

図表2 協議会相談窓口への持込者の推移



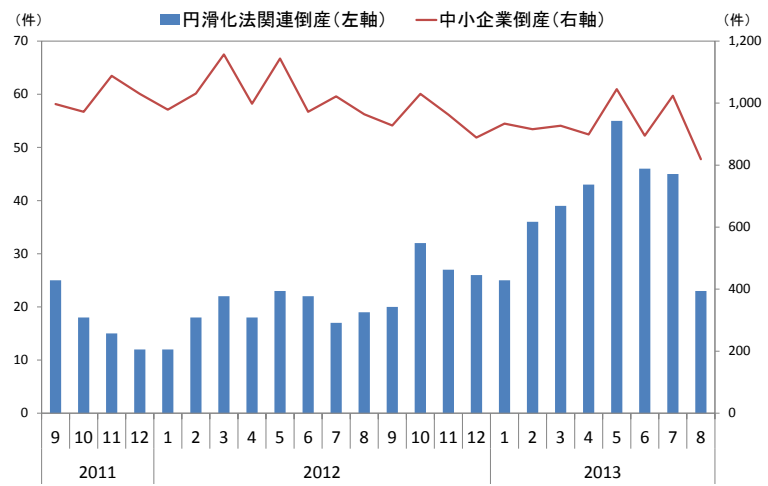
(出所) 中小企業庁

図表3 中小企業再生ファンドの推移



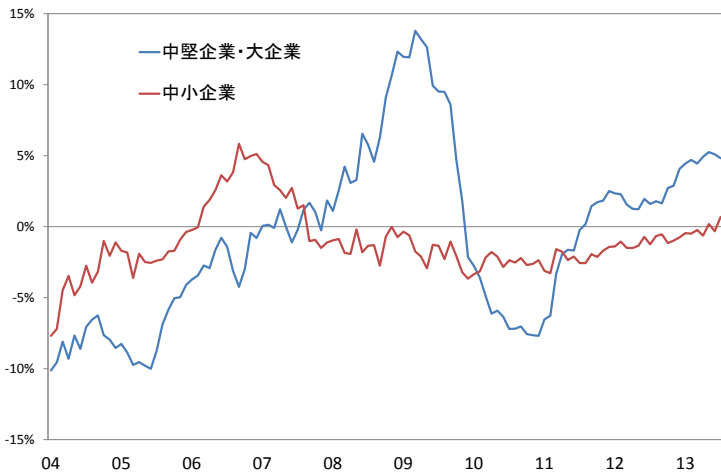
(出所) 中小企業基盤整備機構

図表4 円滑化法関連倒産の推移



(出所) 東京商工リサーチ

図表5 企業向け貸出しの推移（前年同月比）



(出所) 日本銀行